

大和市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第22号

大和市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係規則の整理に関する規則

(大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める規則の一部改正)

第1条 大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める規則(平成30年大和市規則第32号)の一部を次のように改正する。

目次中「第30条」を「第33条」に、「第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第31条)」を「第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第34条) 第5章 雑則(第35条)」に改める。

第4条第2項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を前項に規定する管理者とすることができる。

第5条第2項中「できること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第14条中第30号を第31号とし、第21号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える。

(21) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係るサービス費の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な

理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

第19条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第20条に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第31条中「第27条第6項」を「第29条第6項」に、「第31条」を「第34条」に、「第30条第2項第1号」を「第33条第2項第1号」に、「第27条第2項」を「第29条第2項」に、「第28条第2項」を「第30条第2項」に改め、第4章中同条を第34条とする。

第30条第2項第4号中「第27条第2項」を「第29条第2項」に改め、同項第5号中「第28条第2項」を「第30条第2項」に改め、第3章中同条を第33条とし、第29条を第32条とし、第28条を第30条とし、同条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第27条を第29条とし、第24条から第26条までを2条ずつ繰り下げる。

第23条に次の1項を加え、同条を第25条とする。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第22条を第23条とし、同条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第21条 指定居宅介護支援事業者は、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

（電磁的記録等）

第35条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるもの（第8条（前条において準用する場合を含む。）及び第14条第28号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付等のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「間は」の次に「、令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第4条第1項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が、介護

保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については」を、「かかわらず、」の次に「引き続き、同日における管理者である」を加える。

（大和市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める規則の一部改正）

第2条 大和市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める規則（平成27年大和市規則第29号）の一部を次のように改正する。

目次中「第29条」を「第32条」に、「第30条」を「第33条」に、「第32条」を「第35条」に、「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第33条）」を「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第33条）」を
「第5章 基準該当介護予
第6章 雑則（第37条）
防支援に関する基準（第33条）
に改める。

第18条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第19条に次の1項を加える。

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第33条中「第26条第6項」を「第28条第6項」に、「第33条」を「第36条」に改め、第5章中同条を第36条とする。

第4章中第32条を第35条とし、第31条を第34条とし、第30条を第33条とする。

第29条第2項第1号中「第31条第14号」を「第34条第14号」に改め、同項第2号イ中「第31条第7号」を「第34条第7号」に改め、同号ウ中「第31条第9号」を「第34条第9号」に改め、同号エ中「第31条第15号」を「第34条第15号」に改め、同号オ中「第31条第16号」を「第34条第16号」に改め、同項第4号中「第26条第2項」を「第28条第2項」に改め、同項第5号中「第27条第2項」を「第29条第2項」に改め、第3章中同条を第32条とし、第28条を第31条とし、第27条を第29条とし、同条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第30条 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第26条を第28条とし、第23条から第25条までを2条ずつ繰り下げる。

第22条に次の1項を加え、同条を第24条とする。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第21条を第22条とし、同条の次に次の1条を加える。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第23条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第20条 指定介護予防支援事業者は、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第37条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるもの(第8条(前条において準用する場合を含む。))及び第34条第26号(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付等のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

(大和市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則の一部改正)

第3条 大和市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則(平成25年大和市規則第38号)の一部を次のように改正する。

	「第9章 看護小規模多機能型居宅介護	」	第9章 看護小
目次中	第1節 人員に関する基準(第181条—第183条)		第1節 人員
	第2節 設備に関する基準(第184条・第185条)	を	第2節 設備
	第3節 運営に関する基準(第186条—第192条)」		第3節 運営
			第10章 雑則

規模多機能型居宅介護

に関する基準(第181条—第183条)

に関する基準(第184条・第185条)に改める。

に関する基準(第186条—第192条)

(第193条)

第29条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第30条に次の1項を加える。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問

介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第30条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第31条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第32条に次の1項を加える。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第38条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第38条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防

止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条第1項第1号中「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同条に次の5項を加える。

- 3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次の各号のいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
 - (1) 指定短期入所生活介護事業所
 - (2) 指定短期入所療養介護事業所
 - (3) 指定特定施設
 - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
 - (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
 - (6) 指定地域密着型特定施設
 - (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
 - (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (9) 指定介護老人福祉施設
 - (10) 介護老人保健施設
 - (11) 指定介護療養型医療施設

(12) 介護医療院

- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。
 - 6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。
 - 7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。
- 第52条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第53条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所等との密接な」に、「当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項中「前項」を「前項本文」に、「指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合（第30条第2項ただし書の規定により当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき市長に認められている場合に限る。）であって、利用者の処遇に支障がないときは」を「オペレーションセンターサービスについては」に、「定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせる」を「複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受ける」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防

止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第54条に次の1項を加える。

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第56条前段中「第31条」を「第30条の2」に、「第38条及び第39条」を「及び第38条から第39条まで」に改め、同条後段中「第31条及び第32条」を「第30条の2第2項、第31条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号」に改める。

第56条の11中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条の12第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第56条の12に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第56条の14に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第56条の15第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第56条の16第1項中「指定地域密着型通所介護事業者は」の次に「、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては」を加える。

第56条の19中「第26条」の次に「、第30条の2」を、「第36条まで」の次に「、第38条の2」を、「規程」と、」の次に「同項、第30条の2第2項、第32条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第32条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と」を削る。

第56条の19の3中「第26条」の次に「、第30条の2」を、「第36条まで」の次に「、第38条の2」を加え、「。第32条」を「。第32条第1項」に、「第32条中」を「第30条の2第2項、第32条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中」に、「及び第56条の12第3項」を「、第56条の12第3項及び第4項並びに第56条の15第2項第1号及び第3号」に改める。

第56条の32中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条の34第1項中「安全・サービス提供管理委員会」の次に「（テレビ電話装置等を利用して行うことができるものとする。）」を加える。

第56条の36前段中「第26条」の次に「、第30条の2」を、「第36条まで」の次に「、第38条の2」を加え、同条後段中「第32条」を「第30条の2第2項、第32条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第32条第1項」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第56条の12第3項」を「第56条の12第3項及び第4項並びに第56条の15第2項第1号及び第3号」に改める。

第61条第2項中「第77条第7項」の次に「及び第104条第9項」を加える。

第62条第1項ただし書中「とする。」の次に「なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の指定地域密着型サービス基準第45条第1項に規定する本体事業所等の職務に従事することができるものとする。」を加える。

第69条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第76条中「第26条」の次に「、第30条の2」を、「第36条まで」の次に「、第38条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第30条の2第2項、第32条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中」を加え、「第32条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第50条中「訪問介護員等」とを「第56条の12第3項及び第4項並びに第56条の15第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」と」に改める。

第77条第6項の表中欄中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第95条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第103条中「第26条」の次に「、第30条の2」を加え、「、第39条」を「から第39条まで」に、「、第56条の16及び第68条」を「及び第56条の16」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第30条の2第2項、第32条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第32条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第56条の12第3項」の次に「及び第4項並びに第56条の15第2項第1号及び第3号」を加える。

第104条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第104条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の平成24年厚生労働省告示第

5項に規定する研修を修了している者を置くことができる。

第105条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所（指定地域密着型サービス基準第90条第9項に規定する本体事業所をいう。以下この章において同じ。）における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第107条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第111条第7項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次の各号のいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第122条において準用する第56条の16第1項に規定する運営推進会議における評価
第115条中「指定地域密着型サービス」の次に「（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第116条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第117条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第117条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第122条中「第26条」の次に「、第30条の2」を加え、「、第39条」を「から第39条まで」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第30条の2第2項、第32条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第32条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護

従業者」とあるのは「介護従業者」とを削り、「第6章第3節」との次に「、第56条の15第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」とを加える。

第131条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第138条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第139条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第139条に次の1項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第142条中「第26条」の次に「、第30条の2」を加え、「、第39条」を「から第39条まで」に改め、同条後段中「第32条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」を「第30条の2第2項、第32条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改め、「第7章第3節」との次に「、第56条の15第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」とを加える。

第143条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号に掲げる栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第143条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書中「、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着

型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第178条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き」を削り、同条第8項（第1号を除く。）中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同条第13項中「指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第149条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第155条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第155条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第155条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第160条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第161条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第161条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第163条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第167条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第169条中「第26条」の次に「、第30条の2」を、「第36条」の次に「、第38条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第30条の2第2項、第32条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第32条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第171条第1項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)中「次のいずれかを満たす」を「10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とする」に改め、a及びbを削る。

第173条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第177条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第178条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第178条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第180条中「第26条」の次に「、第30条の2」を、「第36条」の次に「、第38条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第30条の2第2項、第32条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第32条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」

とあるのは「従業者」と」を削る。

第181条第11項ただし書中「前項各号」を「第7項各号」に改める。

第192条中「第26条」の次に「、第30条の2」を加え、「、第39条」を「から第39条まで」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第30条の2第2項、第32条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第32条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第56条の12」を「第56条の12第3項及び第4項並びに第56条の15第2項第1号及び第3号」に改める。

本則に次の1章を加える。

第10章 雑則

(電磁的記録等)

第193条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるもの(第10条第1項(第56条、第56条の19、第56条の19の3、第56条の36、第76条、第103条、第122条、第142条、第169条、第180条及び第192条において準用する場合を含む。)、第109条第1項、第129条第1項及び第147条第1項(第180条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付等のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

(大和市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める規則の一部改正)

第4条 大和市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める規則(平成25年大和市規則第39号)の一部を次のように改正する。

「第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護

第1節 人員に関する基準(第67条—第69条)

目次中 第2節 設備に関する基準(第70条)

第3節 運営に関する基準(第71条—第82条)

第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第83条—第86条)

を 第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護 に改める。

「

第1節 人員に関する基準（第67条—第69条）

第2節 設備に関する基準（第70条）

第3節 運営に関する基準（第71条—第82条）

第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第83条—第86条）

第5章 雑則（第87条）

」

第8条第1項ただし書中「とする。」の次に「なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の指定地域密着型介護予防サービス基準第8条第1項に規定する本体事業所等の職務に従事することができるものとする。」を加える。

第25条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第26条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第26条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第26条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第26条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第28条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第29条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第30条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第35条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第35条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第41条第6項の表中欄中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「、指定地域密着型介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）」を削り、「、本体事業所」の次に「（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定する本体事業所をいう。以下この章において同じ。）」を加える。

第54条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第62条中「第26条」の次に「、第26条の2」を加え、「第34条まで及び第35条（第4項を除く。）から第37条まで」を「第37条まで（第35条第4項を除く。）」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第26条第3項及び第4項、第26条の2第2項、第29条第2項第1号及び第3号、第30条第1項並びに第35条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第26条第3項及び第30条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第67条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第67条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業

所については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の平成24年厚生労働省告示第9項に規定する研修を修了している者を置くことができる。

第68条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第9項に規定する本体事業所をいう。以下この章において同じ。）における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第70条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第74条第3項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第75条中「地域密着型介護予防サービス」の次に「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第76条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第77条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第77条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第82条中「第24条」の次に「、第26条の2」を加え、「、第35条（第4項を除く。）」から第37条まで」を「から第37条まで（第35条第4項及び第37条第5項を除く。）」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第26条の2第2項、第29条第2項第1号及び第3号、第30条第1項並びに第35条の2第1号及び第3号中」を加える。

第83条第2項中「外部の者による」を「次の各号のいずれかの」に改め、同項に次の各号を

加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 前条において準用する第37条第1項に規定する運営推進会議における評価

本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第87条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるもの(第12条第1項(第62条及び第82条において準用する場合を含む。))及び第72条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付等のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める規則第14条第20号の次に1号を加える改正規定は、令和3年10月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める規則(以下「改正後の指定居宅介護支援等基準」という。)第31条(改正後の指定居宅介護支援等基準第34条において準用する場合を含む。)、第2条の規定による改正後の大和市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める規則(以下「改正後の指定介護予防支援等基準」という。)第30条(改正後の指定介護予防支援等基準第36条において準用する場合を含む。)、第3条の規定による改正後の大和市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則(以下「改正後の地域密着型サービス基準」という。)第38条の2(改正後の地域密着型サービス基準第56条、第56条の19、第56条の19の3、第56条の36、第76条、第103条、第122条、第142条、第169条、第180条及び第192条において準用する場合を含む。)

む。)及び第4条の規定による改正後の大和市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める規則(以下「改正後の地域密着型介護予防サービス基準」という。)第35条の2(改正後の地域密着型介護予防サービス基準第62条及び第82条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とし、改正後の指定居宅介護支援等基準第19条(改正後の指定居宅介護支援等基準第34条において準用する場合を含む。)、改正後の指定介護予防支援等基準第18条(改正後の指定介護予防支援等基準第36条において準用する場合を含む。)、改正後の地域密着型サービス基準第29条、第52条及び第56条の11(改正後の指定介護予防支援等基準第56条の19の3において準用する場合を含む。)、第56条の32、第69条、第95条(改正後の指定介護予防支援等基準第192条において準用する場合を含む。)、第116条、第138条、第160条及び第177条並びに改正後の地域密着型介護予防サービス基準第25条、第54条及び第76条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の指定居宅介護支援等基準第21条(改正後の指定居宅介護支援等基準第34条において準用する場合を含む。)、改正後の指定介護予防支援等基準第20条(改正後の指定介護予防支援等基準第36条において準用する場合を含む。)、改正後の地域密着型サービス基準第30条の2(改正後の地域密着型サービス基準第56条、第56条の19、第56条の19の3、第56条の36、第76条、第103条、第122条、第142条、第169条、第180条及び第192条において準用する場合を含む。)及び改正後の地域密着型介護予防サービス基準第26条の2(改正後の地域密着型介護予防サービス基準第62条及び第82条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(指定居宅介護支援事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の指定居宅介護支援等基準第24条(改正後の指定居宅介護支援等基準第34条において準用する場合を含む。)、改正後の指定介

護予防支援等基準第23条（改正後の指定介護予防支援等基準第36条において準用する場合を含む。）、改正後の地域密着型サービス基準第31条第3項（改正後の地域密着型サービス基準第56条において準用する場合を含む。）及び第56条の15第2項（改正後の地域密着型サービス基準第56条の19の3、第56条の36、第76条、第103条、第122条、第142条及び第192条において準用する場合を含む。）並びに改正後の地域密着型介護予防サービス基準第29条第2項（改正後の地域密着型介護予防サービス基準第62条及び第82条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 5 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の地域密着型サービス基準第56条の12第3項（改正後の地域密着型サービス基準第56条の19の3、第56条の36、第76条、第103条及び第192条において準用する場合を含む。）第117条第3項、第139条第4項、第161条第3項及び第178条第4項並びに改正後の地域密着型介護予防サービス基準第26条第3項（改正後の地域密着型介護予防サービス基準第62条において準用する場合を含む。）及び第77条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備に係る経過措置）

- 6 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は個室（以下この条において「居室等」という。）であって、第3条の規定による改正前の大和市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則第171条第1項第1号ア(ウ)のbの規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

（栄養管理に係る経過措置）

- 7 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の地域密着型サービス基準第155条の2（改正後の地域密着型サービス基準第180条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当該規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

- 8 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の地域密着型サービス基準第155条の3（改正後の地域密着型サービス基準第180条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当該規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

9 この規則の施行の日から起算して6月を経過する日までの間、改正後の地域密着型サービス基準第167条（改正後の地域密着型サービス基準第180条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当該規定中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは「第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。
（指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

10 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の地域密着型サービス基準第163条第2項第3号（改正後の地域密着型サービス基準第180条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。